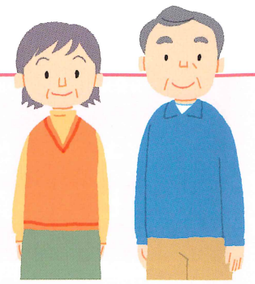
介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料



65歳以上の人の保険料は、市区町村の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

第1号被保険者の基準額はこのように決まります

基準額（月額） ＝ （市区町村の介護保険サービス総費用のうち第1号被保険者負担分（23%）） ／ 市区町村の第1号被保険者数 ÷12か月

●市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

保険料を滞納すると…

サービスを利用したとき、利用者は実際にかかる費用の一部を負担※1しますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※1　利用者負担割合についてはP6を参照ください。

1年以上滞納すると
サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると
サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると
サービスを利用すると利用者負担が3割または4割※2に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※2　利用者負担の割合が3割の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。**困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください。**



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の人

↓

年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

普通徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満の人

↓

納付書・口座振替

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金〈老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金〉の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料



40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。

	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。